

前期基本計画（案）

第1章 市民目線に立った質の高いまちを創る

第2章 市民が豊かな暮らしが描ける場を創る

第3章 連携や協力によって支え合う社会を創る

第2次つくばみらい市総合計画 体系

基本理念 ■市民一人ひとりが幸せを感じられるまちづくり
 ■持続可能なまちづくり
 ■個性豊かなまちづくり

将来像

しあわせと笑顔あふれる
 みどりがつなぐ“みらい”都市

第1章 市民目線に 立った質の高い まちを創る	第1節 豊かな暮らしを創る自然と調和したまち	(1) 計画的な土地利用の誘導と魅力ある拠点の形成 (2) 環境に配慮した水とみどり豊かなまちづくり
	第2節 地域の魅力を生かした活力あるまち	(1) 地域産業の育成と活性化 (2) 新たな活力となる産業の創出 (3) 道路ネットワークと公共交通の充実
	第3節 豊かな暮らしを守る環境に配慮したまち	(1) 上水道及び生活排水対策の整備 (2) 快適な生活環境の保全と整備 (3) 循環型社会の構築
第2章 市民が豊かな 暮らしが描ける 場を創る	第1節 すくすく育つ“みらい”の子	(1) 子育て支援の充実 (2) 学校教育の充実 (3) 青少年健全育成の推進
	第2節 いきいきと暮らす“みらい”市民	(1) 市民の健康づくりの推進 (2) 生涯学習の推進 (3) スポーツ・レクリエーションの推進
	第3節 みんなで守る“みらい”のまち	(1) 安全・安心なまちづくりの推進 (2) 高齢者福祉の充実 (3) 障がい者福祉の充実 (4) 地域福祉の推進 (5) 社会保障の充実
第3章 連携や協力 によって支え合う 社会を創る	第1節 市民一人ひとりを大切にする社会を創る	(1) 個人を尊重した心豊かな社会の実現 (2) 男女共同参画の推進
	第2節 みんなが交流する社会を創る	(1) 個性と魅力ある地域づくり (2) 多様な交流を育む環境づくり
	第3節 みんなで協力して社会を創る	(1) 協働のまちづくりの推進 (2) 効率・効果的な行財政運営 (3) 広域行政の充実強化

第1章 市民目線に立った質の高いまちを創る

第1節 豊かな暮らしを創る自然と調和したまち

第2節 地域の魅力を生かした活力あるまち

第3節 豊かな暮らしを守る環境に配慮したまち

第1節 豊かな暮らしを創る自然と調和したまち

本市は、つくばエクスプレス開業により急速に都市化が発展した地区と豊富な水辺環境やみどり豊かな自然環境を併せ持つまちです。人々の暮らしや活動の中心となる拠点を中心に、都市機能の充実と豊かな自然の調和を目指した魅力あるまちづくりを進めてきました。

現況

本市の土地利用の状況は、全域（7,916 ha）がつくばみらい都市計画区域として指定され、市街化区域が約1割（805 ha）、市街化調整区域が約9割（7,111 ha）となっています。

市街化区域の用途については、住宅系が574 ha、商業系が22 ha、工業系が209 haとなっています。

市街化調整区域については、西檜戸地区や城中地区の緑地環境保全地域など、広大な農地をはじめとした豊かな自然環境が数多く残っています。

みらい平駅周辺の市街地は、1993年（平成5年）から進められてきた土地区画整理事業により、2010年（平成22年）からの5年間で約2.3倍（約6,100人増）の10,789人と住宅

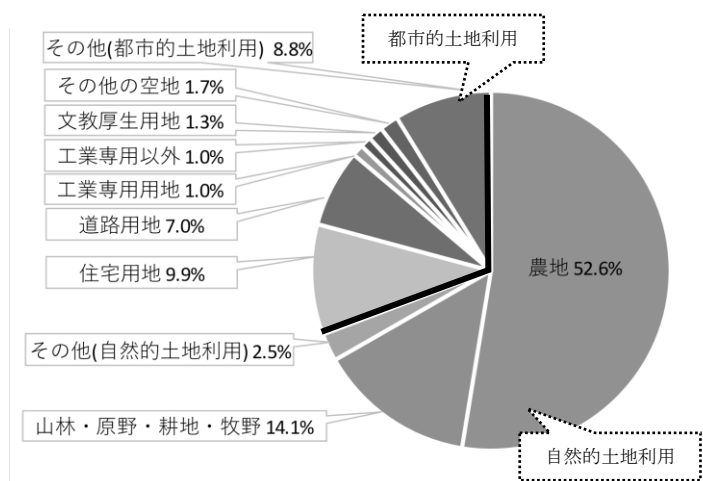
の増加とともに地区内の人口が急増しています。

一方、既存地区（みらい平以外の地区）については、2010年（平成22年）からの5年間で約1,350人減（38,854人）と小絹地区を除くほぼすべての地区で減少傾向が続いています。

市内にある公園や緑地は、市民の憩いの場、スポーツ・レクリエーション活動の場、地域コミュニティの交流の場であるとともに、大雨や台風、地震等の災害時には、調節池の補助や避難場所としての機能を果たしているほか、環境保全や景観の向上など多様な機能を担っています。

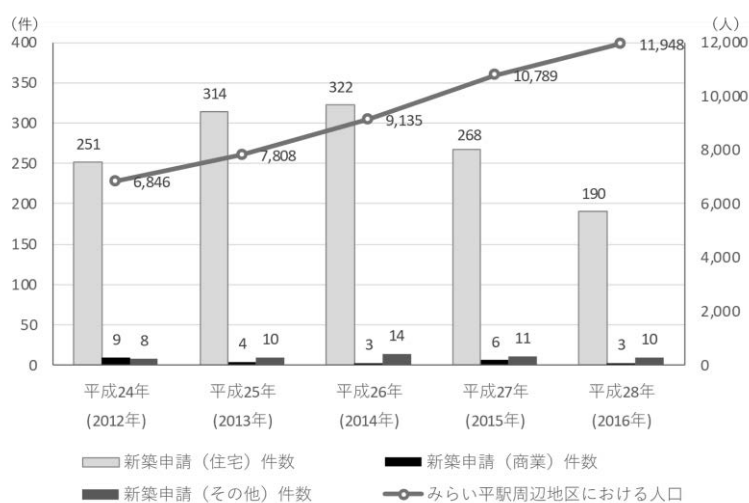
また、鬼怒川・小貝川などの一級河川に指定された河川については、治水対策だけでなく農業用水にも利用され、水害防止や環境を保全する上から、計画的な改修及び整備が進められています。しかし、近年多発するゲリラ豪雨などの大雨により被害が発生している地区があります。

■都市的・自然的土地利用の状況（2016年度（平成28年度））（資料：都市計画基礎調査）



※その他の内訳：「その他都市的土地利用」は、運輸施設用地、併用住宅用地、商業用地、公共空地、公園、鉄道用地、駐車場用地、ゴルフ場としており、「その他自然的土地利用」は、水面、その他海浜等としている。

■みらい平駅周辺地区における人口と新築申請（住宅・商業）件数の推移（資料：住民基本台帳（各年4月1日）、みらい平地区建築確認申請データ）



課 題

つくばエクスプレス沿線開発やそれに伴う人口増加など急速な発展を遂げてきた本市ですが、今後は、市街地や集落など、その土地が持つ魅力を生かし、つくばみらい市らしい自然と調和した豊かな暮らしを実現させる持続可能なまちづくりを進めていくことが求められています。

土地利用については、これまでの都市のストックを利活用し、都市機能の複合化・多様化に柔軟に対応しながら、適正な土地利用の規制・誘導を推進していくとともに、今ある自然を保全し、調和のとれたまちづくりを進めていくことが必要です。

さらに、みらい平駅周辺の市街地や小絹駅周辺の市街地、谷井田地区及び伊奈東地区の市街地の持つ役割を踏まえながら、地域の発展に寄与するよう効果的な拠点の形成を推進していく必要があります。

公園や緑地については、市民や企業、ボランティア団体等の協力を得て維持管理を推進していく必要があります。また、老朽化した公園施設の改修など、より安全な施設の提供が求められています。

河川については、雨水の排水機能の強化や災害に対応するための改修整備を推進するとともに、市民と協働した河川美化・浄化活動を行うことが必要です。

■清掃活動（クリーン作戦）



■みらい平地区周辺



基本方針

■土地利用の推進

- 自然環境と都市環境の調和を基本とし、総合的かつ計画的な土地利用の推進を図ります。
- 持続可能なまちづくりを進めるため、都市機能と拠点間ネットワークの構築を促進します。

■自然環境の保全・活用

- 本市の魅力である田園風景や水辺空間などを未来に継承し、人と自然が共生するまちを目指します。

施策の方向（第1節 豊かな暮らしを創る自然と調和したまち）

項	目
(1) 計画的な土地利用の誘導と魅力ある拠点の形成	■ 1 適切な土地利用の誘導
	■ 2 都市交流拠点及び地域交流拠点等の充実
(2) 環境に配慮した水とみどり豊かなまちづくり	■ 1 自然環境の保護・保全
	■ 2 公園整備と緑化の推進
	■ 3 河川等の整備と維持・管理

施策の内容 (1) 計画的な土地利用の誘導と魅力ある拠点の形成

■ 1 適切な土地利用の誘導

①都市構造の構築 1-1-1-1-1

- ・まちづくりに当たっては、自然環境と都市環境の調和を基本とした適切な土地利用を誘導し、地域の実情に合わせた計画的な整備を推進します。
- ・変化する社会経済情勢や国や茨城県、周辺自治体との関わりの中で、「つくばみらい市都市計画マスタープラン」の見直しを含め、都市の集約と地域の連携による計画的かつ総合的な土地利用を段階的に推進します。

②計画的（適正）な都市的土地利用の誘導 1-1-1-1-2

- ・都市交流拠点であるみらい平駅周辺や地域交流拠点である小絹駅周辺地区、地域生活拠点である谷井田地区及び伊奈東地区のまちづくりを推進します。
- ・良好な住環境整備や企業立地を促進するため、地区計画制度をはじめとした都市計画制度等を積極的に活用し、計画的な土地利用を図ります。
- ・地域の要望や周辺の土地利用の状況を勘案しながら、社会情勢の変化やニーズの変化に伴う新しい課題に対応するため、柔軟な変更・見直しを行いつつ、適正な土地利用を推進します。
- ・都市づくりの先導的な役割を果たすような特定の取組や緊急に対応すべき事業については、横断的で柔軟な体制づくりに努めます。

③地籍調査の実施 1-1-1-1-3

- ・筆界に係るトラブルの防止や自然災害からの早期の復旧等、土地の適正な保全と合理的な利活用を図るため、計画的に地籍調査事業を推進します。
- ・土地の境界、面積及び地目などの実態を明らかにするために、土地所有者の理解と協力を得ながら、計画的な地籍調査の推進を図り、正確な地図（公図）を作成します。

■ 2 都市交流拠点及び地域交流拠点等の充実

①にぎわいのある市街地の形成 1-1-1-2-1

- ・地域の実情を考慮したまちづくりを進めるため、本市で活用すべき各種制度の積極的な活用を図ります。
- ・拠点整備や都市施設整備においては、民間のノウハウを有効に活用した事業を検討するほか、民間による良好なまちづくり事業への支援など、多様な手法による事業を推進します。
- ・都市交流拠点としてのみらい平駅周辺市街地は、居住機能を中心に業務・商業機能を併せ持つ魅力ある複合市街地の形成を推進します。
- ・みらい平駅周辺市街地等において、移住定住や企業誘致を促進するため、茨城県等と連携し、効果的なPR活動等を実施します。
- ・地域交流拠点として的小絹駅周辺市街地は、まちの成熟化を進め、より良好な市街地の形成に向けて都市機能の充実に努めます。

- ・地域生活拠点としての谷井田地区・伊奈東地区の市街地は、共に良好な住環境の整備を推進します。
- ・地域全体の発展を支える都市交流拠点及び地域交流拠点、周辺地域の市民の交流を育む地域生活拠点、それぞれの持つ機能を補完し合いながら発展させていくため、都市機能と拠点間ネットワークの構築を図ります。

目標指標

項	目	指標名	指標値の考え方	実績値 2016年度 (H28年度)	目標値 2022年度
(1)	■ 1	市街化区域内の宅地の土地利用률	市街化区域内の質的向上・有効利用を図り、年約0.4%程度(年3.6ha程度)の増加を想定する。	56.9%	59.7%
	■ 1	地籍調査の調査完了率	着実な進行を図るため、計画的に調査区域を選定し、事業完了率増加を目標とする。	10.1%	14.2%
	■ 2	市街化区域内人口	定住促進策を進め、転出者の抑制を図ることで市街化区域内人口の増加を目指す。	30,063人	30,295人

施策の内容 (2) 環境に配慮した水とみどり豊かなまちづくり

■ 1 自然環境の保護・保全

①地域環境の保全 1-1-2-1-1

- ・平地部に広がる小貝川沿いの水田地帯などについては、農業生産環境との調和に配慮しながら、生産基盤を充実させ、緑豊かな集落・田園環境の形成を図ります。
- ・本市の豊かな自然環境を形成する樹林地などの緑や、河川などの水辺空間の保全に努めます。
- ・野生動物を保護し、生物の多様性を確保するため、動植物の生息場所となる自然環境を保全し、特定外来生物の増加抑制について啓発を実施します。

②市民の憩いと交流の場、自然体験や学習の場 1-1-2-1-2

- ・自然とふれあえる場を守り、快適な地域環境を保全するため、地元の方々やボランティアの協力を得ながら協働し、自然環境の保護・保全に努めます。
- ・豊かな自然環境を、市民の身近にある貴重な資源として保全を図るとともに、市民の憩いと交流の場、自然体験や学習の場としての活用を図ります。
- ・低地部に広がる優良な農地や丘陵部の畑地など、緑豊かな自然環境を保全し、季節や場所によって多彩な表情を持つ田園風景などを未来に向けて継承できるよう努めます。

■ 2 公園整備と緑化の推進

①整備と維持管理 1-1-2-2-1

- ・自然豊かで安全・安心な、市民ニーズに対応した地域行事等を行える場として、親しまれる公園づくりに努めます。
- ・公園・緑地の管理については、市内の企業や地域住民、ボランティア団体等の協力を得た維持管理を推進します。
- ・老朽化した公園施設の改修等を計画的に実施し、利用者に安全で快適な公園施設の提供に努めます。

②緑の保全・創出 1-1-2-2-2

- ・緑豊かな生活空間の形成と有用な防災空地を形成するため、生産緑地指定の希望があった場合は都市計画決定手続きを実施します。
- ・緑地の保全及び緑化の推進についての意識高揚を図るため、積極的にPR活動に努めます。
- ・市街地やその周辺に残された身近な樹林地のうち、市街地の無秩序な拡大を防ぐものや、社寺等と一体となった歴史的・文化的価値を有するものについては、一体的に保全を図ります。

■ 3 河川等の整備と維持・管理

①河川の保全・整備 1-1-2-3-1

- ・市内を流れる一級河川について，国・茨城県等関係機関と十分な調整を図りながら，防災機能の強化に向けた改修・整備を促進します。

②治水対策及び水路等の維持管理 1-1-2-3-2

- ・水路等の日常的な維持管理を適切に行いながら，道路冠水被害の防止・解消を図るため，道路冠水の危険性のある排水路等について，緊急性等を勘案しつつ，計画的に整備を推進します。
- ・排水施設の機能を常に最大限に発揮できるよう，必要に応じて関係施設の点検及び整備に努めます。

③河川美化・浄化の推進 1-1-2-3-3

- ・市民に，河川と生活との関係を正しく認識してもらい，河川美化・浄化意識の高揚を図るため，市民協働により清掃活動（クリーン作戦）等の実施を継続します。

目標指標

項	目	指標名	指標値の考え方	実績値 2016年度 (H28年度)	目標値 2022年度
(2)	■ 1	一斉清掃への参加者数	毎年度 170 人程度，一斉清掃への参加者数の増加を目指す。	10,200 人	11,200 人
	■ 2	市民が維持管理に協力している公園数	行政と市民協働で維持管理を行う公園数を現状の 2 倍にする。	2 箇所	4 箇所
	■ 3	鬼怒川・小貝川クリーン大作戦の参加人数	毎年 3 % ずつ参加者の増加を目指す。	300 人	350 人

写真配置

第2節 地域の魅力を生かした活力あるまち

産業の維持・発展には、基盤整備に加え、産業を支える人を育成し、次世代につなぎ、地域産業を活性化させていくとともに、新たな活力となる産業にも注力していくこと大切です。

現況

本市は、自然条件、地理的条件などに恵まれ、全国有数の優良農業地帯を形成しており、市街化区域を除くほぼ全域が農振農用地（3,300 ha）（2017年（平成29年）3月末現在）となっています。

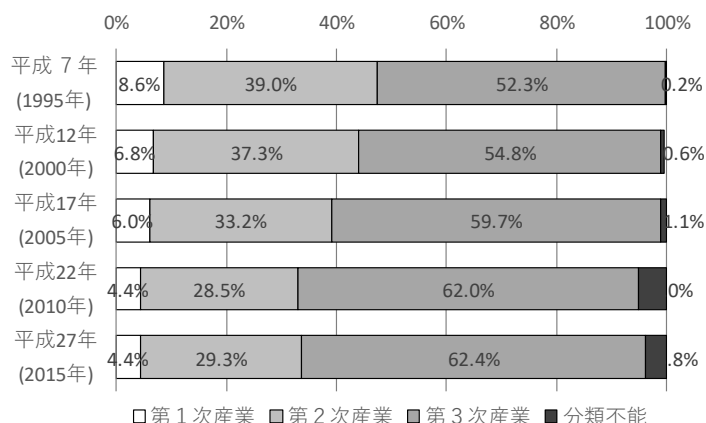
これまでは農業が地域経済の振興に重要な役割を果たしてきましたが、最近では、第1次産業就業者の割合が減少を続け、農家の兼業化や担い手不足が深刻となっています。さらに、遊休農地や耕作放棄地の増加により経営耕地面積も長期的な減少傾向が続いています。

工業については、北部の工業専用地域をはじめ、各所に小規模企業が散在して立地しています。工業の従業者（4人以上の事業所）は、増減を繰り返しながら若干の減少傾向にありますが、製造品出荷額は増加傾向が続いています。

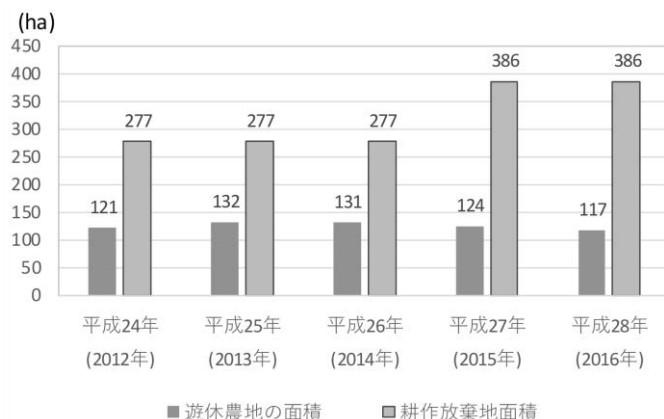
商業については、みらい平駅周辺の新たな拠点の形成により、商業・業務用施設の出店も進みつつありますが、市全体で見ると事業所数の減少傾向（2004年（平成16年）から約2割減）が見られる一方で、年間販売額（2004年（平成16年）から約2割増）、売り場面積（2004年（平成16年）から約倍増）が増加傾向にあり、大規模商業施設の立地が進んでいることがわかります。

本市には、西部に国道294号、北部に国道354号、ほぼ中央には常磐自動車道が整備され、14本の県道が市内を通っています。また、2017年（平成29年）2月に首都圏中央連絡自動車道（以下「圏央道」という）茨城県区間が全線開通し、東名高速から東関東道までの6つの高速道路が接続したことにより、今後は、圏央道沿線における工場・物流倉庫、商業施設の立地が加速し、地域経済の活性化に大きな期待ができます。

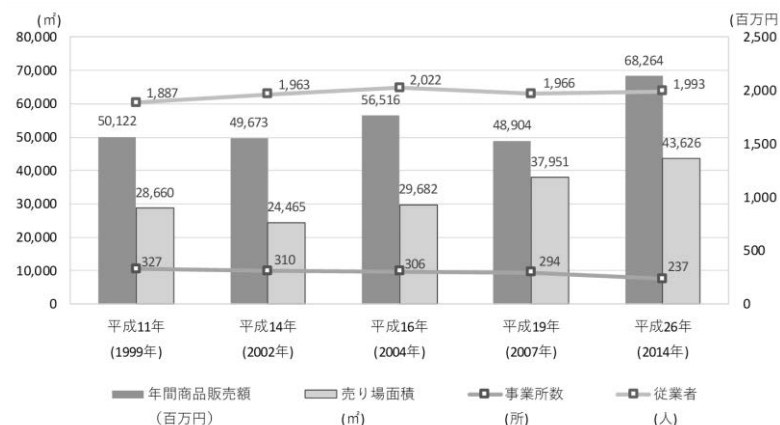
■産業別就業者（資料：国勢調査 各年10月1日）



■遊休農地・耕作放棄地面積の推移（資料：農林業センサス）



■年間販売額、売り場面積、従業者数の推移（資料：商業統計）



■大規模小売店の推移（状況届出）平成29年8月末時点（資料：大規模小売店舗立地法 届出の概要）

No	届出日	店舗面積	大規模小売店舗名
1	平成19年6月14日	3,359	とりせんみらい平店
2	平成19年12月21日	1,167	クリエイトS・Dつくばみらい店
3	平成21年2月26日	5,939	ケースデンキつくばみらい店
4	平成21年9月1日	6,288	ヤマダ電機テックランドつくばみらい店
5	平成25年1月31日	6,965	(仮称)つくばみらいSC
6	平成26年11月20日	4,130	テックランドつくばみらい店
7	平成29年6月15日	4,372	(仮称)つくばみらいSC

※大規模小売店は、合計1,000㎡を超える店舗で、店舗面積は、小売業を行うための店舗の用に供する床面積（飲食、サービスは含まれない）としている。

■福岡地区（工業用地）



課題

東京都心から40km圏内という立地や広域的な交通環境、恵まれた自然環境など、本市の魅力を生かした活力あるまちの実現に向けて取り組むことが必要です。

農業については、集落営農の法人化などを含めた担い手の育成・確保を図るとともに、農業経営の規模拡大や生産基盤の整備を図っていく必要があります。また、加工・販売、観光活用など、農業の6次産業化に積極的に取り組み、地元農産物の消費拡大を目指すとともに、ふるさと産品や地産地消の仕組みづくり、市民農園・家庭菜園などによる首都圏の都市近郊型農業を確立していく必要があります。

工業については、常磐自動車道や近接する圏央道などによる立地優位性を積極的にアピールし、雇用機会の拡大、地元経済の活性化や既存企業とのつながりを踏まえつつ、雇用吸収力の高い企業や経済的・技術的波及効果の高い企業の誘致に努めていくことが大切です。また、福岡地区の工業専用地域の拡大と物流基盤の強化を図るための周辺道路の整備により、優良企業の誘致を計画的に進め、市民の雇用の場を確保し住み慣れた地域で暮らしながら働くことができるまちづくりに取り組むことが求められています。

さらに、市内で新たに起業される方への支援の充実を図るとともに、みらい平駅周辺の市街地においては、まちのにぎわいに寄与する商業施設の誘致を図り、商業機能の充実に取り組んでいくことが求められています。

近隣市や市街地、各拠点や集落等への連絡を強化する道路ネットワークの充実を図るには、限られた財源の中で効果的に道路整備を進めていく必要があります。市内の生活道路については、歩車道分離や狭あい道路の解消などの安全な道路づくりに取り組んでいくことが求められています。

また、市民の日常生活の利便性を向上させるため、拠点と駅、拠点と集落、施設間などを結ぶ公共交通体系や公共交通システムの構築を図ることが求められます。

基本方針

■地場産業の活性化

- 優良な農地を次世代へとつなげ、持続可能な力強い農業の実現を目指します。
- 雇用環境の整備・充実を図り、企業活動の活性化を目指します。
- 地域を支え、まちの活力となる魅力ある商業環境づくりを目指します。

■新たな活力となる産業

- 地域資源を活用した6次産業化や農商工連携などにより魅力ある農業環境を構築します。
- 優良企業の誘致を積極的に進め、地元経済の活性化と雇用機会の拡大に取り組みます。
- 商業施設の誘致や起業者への支援などにより、魅力ある地域づくりを目指します。
- 映像を活用した新たな魅力創出による地域振興策の展開を検討します。

■道路・交通ネットワークの充実

- 周辺の拠点都市や近隣市、市内各拠点や集落間などを相互に連絡する道路ネットワークの構築を推進します。
- 日常生活の利便性を高め、誰もが、自由に、便利で利用しやすい公共交通の構築を目指します。

施策の方向（第2節 地域の魅力を生かした活力あるまち）

項	目
(1) 地域産業の育成と活性化	■ 1 農業環境の充実
	■ 2 地域商業の育成支援
	■ 3 雇用の創出と既存企業への支援（工業）
(2) 新たな活力となる産業の創出	■ 1 農業の活性化
	■ 2 商業施設の誘致
	■ 3 新たな拠点の形成（工業）
	■ 4 地域特性を生かした産業の展開
(3) 道路ネットワークと公共交通の充実	■ 1 道路ネットワークの充実
	■ 2 公共交通の利便性向上

施策の内容 (1) 地域産業の育成と活性化

■ 1 農業環境の充実

①農用地の保全と活用 1-2-1-1-1

- ・土づくり・化学肥料低減・化学農薬低減により、環境と調和した農業への転換を図り農村環境の保全に努めます。
- ・諸事情で耕作ができない農家については、大規模農家や農業生産法人への貸付け等の指導を実施します。
- ・耕作放棄地や遊休農地などについては、実態把握と発生防止・解消対策に取り組み、耕作されている農地については、継続して作付けができるように努めます。
- ・違反転用を防ぐために農地パトロールを強化します。
- ・農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援します。

②圃場基盤整備の充実 1-2-1-1-2

- ・圃場整備未整備地区及び整備済地区については、引き続き整備・充実化を推進し、住み良い農村環境をつくとともに、農業に取り組める環境整備の充実を図ります。
- ・生産性の高い農業を促進するため、水田・畑地における圃場整備未整備地区を対象に、担い手育成を念頭においた基盤整備事業を推進します。
- ・圃場整備済地区においては、区画形成の整った地域のさらなる高度利用を図るための農道及び農業用排水路の再整備等（二次的整備）の生産基盤の整備を図ります。

③かんがい排水整備の充実 1-2-1-1-3

- ・安定した農業用水や排水を確保するための用排水路整備の助成などを通じて、かんがい排水の整備を進めます。

④畜産業の振興 1-2-1-1-4

- ・家畜防疫や衛生環境の改善に努め、家畜の健康保持と生産性向上などを図ります。

⑤農業生産組織の育成及び担い手の育成・支援 1-2-1-1-5

- ・作物のさらなる品質向上を目指し、直売所やイベント時に市農産物としてPRします。また、就農希望者に対して個別相談を実施し、農業後継者の育成・確保を図ります。
- ・農事組合法人化の利点を周知していき、法人化を含めた相談や経営改善に取り組みます。
- ・農業経営の規模拡大、新規参入等による農用地等の効率的利用を促進し、農業の生産性の向上を図るため、農地中間管理機構の活用により、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう貸付けます。
- ・担い手農家の育成・確保を推進するとともに、地域農業を支える担い手農家への農用地利用の集積・集約化を促進します。
- ・新規就農や認定農業者を志向している者を対象に広く情報提供し、国の事業を活用しながら、後継者となる担い手を確保します。
- ・集落営農の組織化または法人の設立等地域の実情に即した経営体を、助言または補助事業の活用により支援・育成するほか、新規就農や認定農業者を志向している者に対しても営農計画等に関する

助言をするとともに、安定した営農を行えるよう補助事業等を活用しながら支援することで、後継者となる担い手の育成に努めます。

- ・女性農業者については、積極的に地域農業への参加・協力を呼びかけます。

⑥品質向上及び生産効率化への取組・支援 1-2-1-1-6

- ・病虫害予防を目的とした箱苗防除に対する助成や、農業用プラスチック廃材等の処理に対する助成、銘柄産地指定等に対する取組を実施します。

■ 2 地域商業の育成支援

①中小規模商店の育成・支援 1-2-1-2-1

- ・消費者ニーズに応じた、魅力ある商店づくりを支援するため、関係機関と連携し、商工会を中心とした情報の提供や経営指導、相談体制の充実により、中小規模商店の育成・支援を図ります。

②商工団体・商工会の支援 1-2-1-2-2

- ・安定した商業活動を支援するため、店舗改装や設備導入など経営の近代化を促進する各種融資制度の周知徹底と活用の推進を図ります。
- ・商工会と協力し、地域の資源や伝統を生かしたイベントを開催するほか、観光や農業などの他産業とも連携し、知名度向上や魅力ある店づくりを支援します。

■ 3 雇用の創出と既存企業への支援（工業）

①地元雇用の促進と既存企業の活性化 1-2-1-3-1

- ・ハローワークや関係機関との連携による就職情報の提供などを通じて、地元雇用の確保に努めます。
- ・企業立地優遇制度である固定資産税等の免除や新たに市民を雇用した場合に交付する雇用促進奨励金を活用し、新たな雇用の場となる企業誘致を推進します。
- ・企業ヒアリングを行い、国・茨城県と連携し、各種補助制度や融資制度の情報提供に努め、地域の企業が安心して操業できる環境づくりを推進します。

目標指標

項	目	指標名	指標値の考え方	実績値 2016年度 (H28年度)	目標値 2022年度
(1)	■ 1	遊休農地面積	遊休農地の発生防止と解消対策に取り組み、遊休農地面積の減少を目指す。	117ha	68ha
	■ 1	認定農業者数	年間2名の増加を目指す。	58人	70人
	■ 2	事業所数（卸売・小売）	事業所数が減少しているため、現状数を維持する。	237事業所 (H26年)	237事業所
	■ 2	年間商品販売額（卸売・小売）	年間商品販売額の毎年度1億円増加を目指す。	683億円 (H26年)	690億円
	■ 3	事業所数（工業系）	地元雇用の受け皿となる事業所を1社/年程度の増加を目指す。	82社 (H26年)	90社

施策の内容 (2) 新たな活力となる産業の創出

■ 1 農業の活性化

①魅力ある農業の推進 1-2-2-1-1

- ・地元農産物の消費拡大を図るため、農産物の6次産業化及びブランド化の支援に努めます。
- ・新鮮な農産物を販売する直売所の活用や、魅力ある農業経営の実現を目指します。
- ・農業や自然を体験できる場所として、市民農園や家庭菜園事業を引き続き実施するとともに、需要に合わせて増設を検討し、農業の魅力を発信します。

②都市と農村の交流基盤の充実 1-2-2-1-2

- ・グリーン・ツーリズム実践団体の活動を支援し、都市農村交流を通して本市の魅力の発信や交流人口の増加を図ります。

③地産地消の推進 1-2-2-1-3

- ・地元で採れた農産物を市民の家庭や学校給食での食材として活用する地産地消を推進するとともに、農産物直売所における販売・PRを促進します。

■ 2 商業施設の誘致

①誘致活動の促進 1-2-2-2-1

- ・市街地の魅力を高めるため、関係機関と連携し、まちなぎわいに寄与する商業施設等の誘致を目指します。
- ・商工会や金融機関などと連携し、きめ細かい相談体制などにより、新しく起業される方への支援の充実を図ります。

■ 3 新たな拠点の形成（工業）

①企業誘致の促進 1-2-2-3-1

- ・市内における産業活動の活性化と雇用機会の創出のため、企業誘致活動を促進し、財源及び雇用の確保に努めます。
- ・住宅と産業・業務施設等が複合した新市街地の形成を図るため、茨城県と連携し、みらい平地区内の準工業地域への企業誘致活動を展開します。
- ・福岡工業団地の整備については、市街地開発事業として土地区画整理事業の事業認可を行い優良企業の誘致を進めるとともに、物流基盤の強化を図るため周辺道路の整備を推進します。

■ 4 地域特性を生かした産業の展開

①映像関連産業の誘致活動の推進 1-2-2-4-1

- ・ロケ機能を有するワープステーション江戸を核とし、施設周辺地区への映像関連産業の誘致を図り、映像のまちを推進する取組を実施するなど、映像を活用した新たな魅力創出による地域振興策の展開を検討します。
- ・ワープステーション江戸周辺への、映像関連産業の誘致を推進するため、オーダーメイド方式やあっせん方式などによる企業立地促進を図るなど、映像関連産業の集積に向け柔軟に対応します。

目標指標

項	目	指標名	指標値の考え方	実績値 2016年度 (H28年度)	目標値 2022年度
(2)	■ 1	グリーン・ツーリズム実践団体数	地域資源を活用した交流イベントを開催する団体数の増加を図ることにより、都市と農村の交流人口の増加を目指す。	2団体	4団体
	■ 1	市民農園の整備区画	毎年1区画の増加を目指す。	98区画	104区画
	■ 2	特定創業支援事業により支援を受けたことの証明書交付者数	創業支援事業計画に基づき、毎年1名の創業者獲得を目指す。	0人	6人
	■ 3	福岡工業団地立地企業の土地取得率	新たな企業が進出する受け皿となる工業団地を整備する。	0.0%	100.0%
	■ 4	ワープステーション江戸周辺への企業誘致	ワープステーション江戸周辺地区へ映像関連企業の誘致を進める。	—	1社

施策の内容 (3) 道路ネットワークと公共交通の充実

■ 1 道路ネットワークの充実

① 広域交通ネットワークの整備促進 1-2-3-1-1

- ・ 高速道路の利便性を高めるため、常磐自動車道の谷和原インターチェンジ（以下、IC）から谷田部IC間にスマートICの設置を引き続き推進します。
- ・ 本市周辺の拠点都市と連絡し、広域交通ネットワークを強化する広域幹線道路や地域幹線道路の整備について、沿線自治体との連携を図りながら、国や茨城県などの関係機関に対して要望活動を行い、整備促進を図ります。
- ・ みらい平駅を中心とした広域的な道路体系の構築に向け、都市軸道路の整備促進について、茨城・千葉両県をはじめとした関係機関に、沿線自治体と連携しながら要望活動を行い、整備促進を図ります。
- ・ 常磐自動車道と直結し、成田や横浜方面へつながる圏央道の全線開通・4車線化について、茨城県や関係自治体と協力し、国等への要望活動を行い整備の促進を図ります。

② 市内交通ネットワークの充実 1-2-3-1-2

- ・ 集落間交通や集落内交通の利便性の向上を図るため、「つくばみらい市道路体系整備計画」に基づき、市内幹線道路及び集落内道路など道路網の整備を推進します。
- ・ 小絹地区と守谷市守谷駅周辺とを結ぶ、都市計画道路守谷・小絹線の整備を推進します。
- ・ 市北部の複合産業拠点から都市交流拠点であるみらい平駅周辺をつなげる都市計画道路東檜戸・台線の整備を推進します。
- ・ みらい平駅周辺及び地域交流拠点である小絹地区への連絡道路となる、主要地方道つくば野田線の整備促進を図ります。
- ・ みらい平駅周辺と地域生活拠点などの各拠点との連携強化を図るため、主要地方道野田牛久線や主要地方道取手つくば線、都市計画道路南・中原線の整備促進を図ります。

③ 安全な生活道路の確保 1-2-3-1-3

- ・ 「つくばみらい市歩道整備基本計画」に基づき、歩道の設置など歩行空間を確保した安全な道路づくりを推進します。
- ・ 道路交通を円滑化させるため、交差点の改良整備に努めるほか、交通安全施設等を整備し、安全・安心な道路交通環境に向けた道づくりを推進します。
- ・ 歩道のバリアフリー化を図り、段差解消や点字ブロックを配置するなど、高齢者や障がいのある人に配慮した、人にやさしい道路づくりを推進します。

④適切な道路の維持管理 1-2-3-1-4

- ・定期的なパトロールの実施とともに、破損箇所等の早期発見・早期補修など、道路の適切な維持管理を図ります。また、橋梁等に関しても、「つくばみらい市橋梁長寿命化修繕計画」に基づいた適切な維持管理を図ります。
- ・道路台帳については、道路管理上の基礎的事項の情報（区域・構造・占用物件等）をより充実させ、道路境界資料等も随時更新します。また、地籍調査完了区域のデータをシステムに反映させるなど、システムの更新・管理・活用を推進します。
- ・市民生活に密着した身近な道路については、道路里親制度などにより市民が主体となって行う清掃等の維持管理の促進に努めます。

■ 2 公共交通の利便性向上

①広域公共交通の充実 1-2-3-2-1

- ・住み良いまちづくりを推進するため、鉄道・路線バス・コミュニティバス・デマンド乗合タクシー・タクシーなどを含めた地域全体の公共交通の充実を図るため、交通政策の指針となる「地域公共交通網形成計画」に基づき、広域的な移動を含めた日常生活の移動手段の確保に努めます。
- ・公共交通を充実させるため、広域的な視点の下、鉄道や路線バス、さらには近隣市で実施しているコミュニティバスとの連携促進に努めます。
- ・都市交流拠点及び地域交流拠点と周辺集落との利便性を高める公共交通システムを構築し、日常生活の利便性の向上を図ります。

②路線バスの運行促進 1-2-3-2-2

- ・市民の交通手段を確保するため、路線バス事業者に対し、既存路線の維持を要請するとともに、採算性の向上を図るため、関係機関と連携した利用促進方策の検討や利用状況に応じた運行見直しなど、利用者の需要に応じた路線編成となるよう働きかけます。

③鉄道の利便性向上 1-2-3-2-3

- ・都市交流拠点であるみらい平駅、地域交流拠点である小絹駅周辺地区は、鉄道駅につながる路線バスやコミュニティバスなどの公共交通機関を充実させることなどにより、駅利用の利便性の向上を図ります。
- ・つくばエクスプレスの利便性向上を図るため、関係自治体と連携して、鉄道事業者などに対し、増便・増結やみらい平駅への快速・通勤快速列車の停車、通勤通学割引等の料金改定、東京駅への延伸についての要望活動を実施します。
- ・つくばエクスプレスや関東鉄道常総線の利用拡大及び沿線地域のイメージ向上を図るため、関係自治体と連携して、効果的な広報活動等を引き続き展開します。

目標指標

項	目	指標名	指標値の考え方	実績値 2016年度 (H28年度)	目標値 2022年度
(3)	■ 1	歩道整備後の安全性への満足率	整備実施後の市民アンケートで、整備後の状態に『安心になった』『やや安心になった』と回答した人の割合の増加を目指す。	61.6%	65.0%以上
	■ 1	都市計画道路 東櫛戸台線・守谷小絹線の整備率	道路体系構築において骨格的道路網の整備促進を図る。	64.0%	100.0%
	■ 2	外出時に困ると回答した人のうち、市内移動に困ると回答した割合	公共交通に関する市民アンケートで、市内移動に困ると回答した割合の減少を目指す。	64.3%	38.4%
	■ 2	みらい平駅 1日平均乗車人員数	みらい平駅への通勤快速列車の停車を推進するため、駅利用者の毎年3%増加を目指す。	4,835人	5,600人

第3節 豊かな暮らしを守る環境に配慮したまち

誰もが健康で快適な日常生活を営むことができるまちをつくるため、公害や災害がなく安全で住みやすい環境づくりに市民・事業者・行政が一体となって取り組むことが大切です。

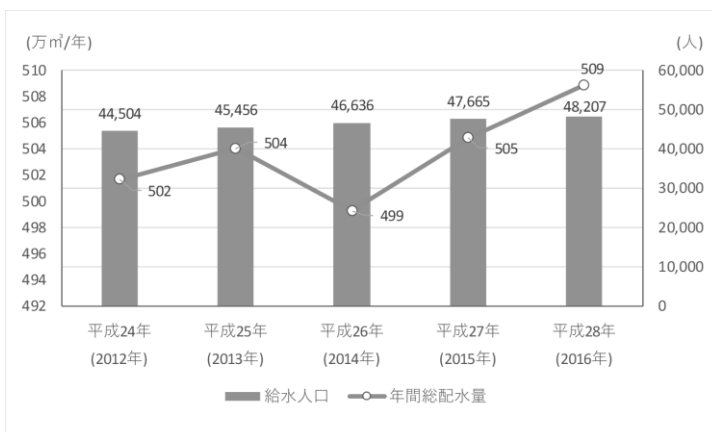
現況

上水道は生活に欠かせない重要なライフラインの一つであるため、計画的に更新していかななくてはなりません。本市の上水道施設については、更新時期を迎えるものが多く、配水管については、今後20年の間に、管路の法定耐用年数（40年）を迎えるものが相当数存在しており、近年では経年による漏水が頻発する状況となっています。

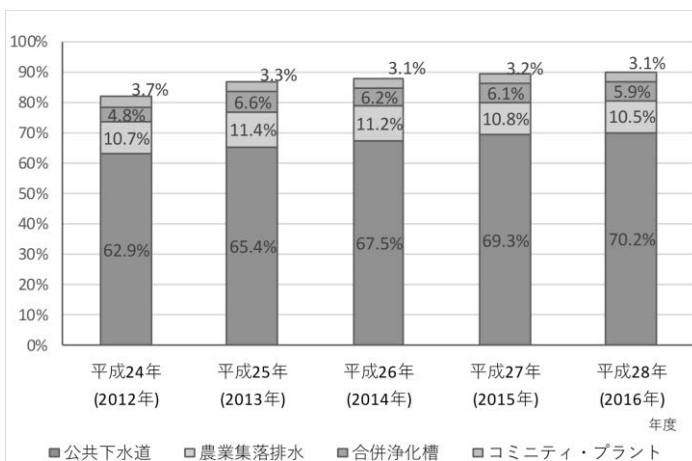
生活排水処理については、汚水等の処理を行い、公共用水域の水質汚濁を防止する重要な役割を担っています。本市ではこれまで、公共下水道、農業集落排水、コミュニティ・プラント事業や合併処理浄化槽の設置促進などにより、良好な生活環境の確保に努めてきました。

公共下水道は、本市が進めている事業認可計画区域 827 ha と、取手地方広域下水道組合で進めている事業認可計画区域 372.6 ha があり、順次整備しています。また、農業集落排水については8地区で、コミュニティ・プラント事業については2地区が供用開始しています。今後は老朽化した下水道施設等の更新が増えていくことが確実です。

■給水人口及び年間総配水量の推移（資料：上下水道課）



■汚水処理人口普及率の推移（資料：上下水道課）



本市を取り巻く生活環境に目を向けると、みらい平駅周辺の都市的景観と既存集落の田園風景や筑波山・富士山などが眺望できる自然的景観にも恵まれています。このような良好な景観を保持し、良好な住環境の形成を図るため、「つくばみらい市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例」等に基づき、適切な指導と誘導に努めてきました。また、世界では地球温暖化など地球規模の環境問題も山積し、市としても、ごみ処理やリサイクルといった市民の身近なところでの環境対策にも取り組んでいかななくてはなりません。

本市のごみ処理については、家庭系ごみ、事業系ごみの量は増加傾向となっており、逆にリサイクル率は減少しているという現状となっています。

課 題

快適で豊かな暮らしを守るため、環境と生活の利便性の調和を図るとともに、行政のみならず、市民・事業者が一体となってまちづくりに取り組むことが大切です。

上水道施設については、長寿命化を図りつつ順次更新し、安心で安定的な水の供給を維持することが必要です。また、耐震性の高い管種に更新するなど、災害に強い管路施設を整備していくことも重要です。さらに、質の高い給水サービスを提供するため、有収率・料金収納率の向上が求められます。

生活排水の適正な処理を図るため、公共下水道の整備を促進し、また公共下水道、農業集落排水等の供用開始区域内世帯の早期接続促進や、合併処理浄化槽の普及に取り組むことが必要です。今後は老朽化した下水道施設等の更新が増える中で、長寿命化の考えに基づいた適切な維持管理を進め、更新費用の平準化を図っていくことも必要です。さらには、地震などの災害時にも対応できる災害に強い施設づくりが求められます。

本市における住環境については、人口が増加傾向にある小絹地区（絹の台）やみらい平地区においては、地区計画制度等を活用し良好なまちづくりを進め、人口が減少傾向にある既存集落等においては、区域指定制度の活用により、集落コミュニティや日常生活圏を維持していくことが必要です。

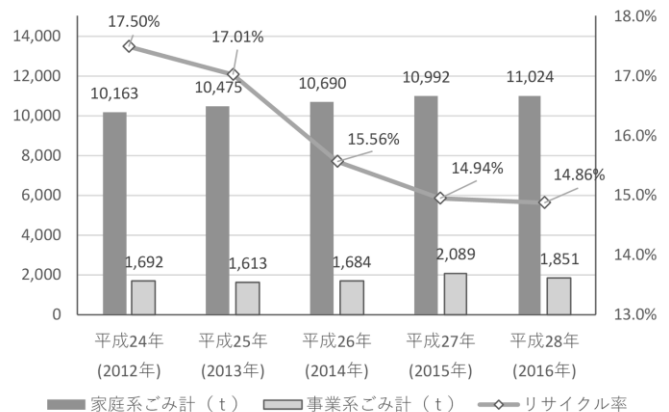
本市の魅力である自然的景観と都市的景観が融合した景観を大切に残していけるように、景観等に配慮したまちづくりを進めていくことも必要です。

近年、多様化・複雑化している消費者トラブルについては、市民の安全で安心な暮らしの実現を図るため、トラブルの未然防止等に取り組むことが求められます。生活環境の中では、騒音・振動・悪臭などの公害、ごみの不法投棄、駅周辺での放置自転車への対策が求められます。

ごみ処理については、これまでの大量生産・大量消費のライフスタイルを発生抑制（リデュース）・再利用（リユース）・再資源化（リサイクル）・適正処分を基本とした循環型社会へ転換していくことが課題となっています。市民や事業者のごみの発生・排出抑制に対する意識を高めるため、啓発を図ることが必要です。

■一般廃棄物排出量及びリサイクル率の推移

（資料：生活環境課 廃棄物対策室）



※家庭系ごみ：家庭から排出されるごみ（内訳：可燃、不燃、資源物、有害、粗大）
事業系ごみ：事業所から排出されるごみ（内訳：可燃、不燃、資源物）

基本方針

■上水道・生活排水対策

- 安全で安心な水道水の供給に努めるとともに，良質で安定的な給水サービスを提供します。
- 施設の適切な維持管理に努め，清潔で衛生的な生活環境の維持を目指します。

■良好な住環境の形成

- 安心して暮らせる良好な生活環境と地域特性を生かした良好な住環境の維持形成を目指します。

■環境対策

- 地域や市民のレベルで地球温暖化対策に貢献するまちの形成を目指します。

施策の方向（第3節 豊かな暮らしを守る環境に配慮したまち）

項	目
(1) 上水道及び生活排水対策の整備	■ 1 上水道施設の維持管理
	■ 2 公共下水道の整備
	■ 3 公共下水道，農業集落排水等の維持管理
(2) 快適な生活環境の保全と整備	■ 1 生活環境の充実
	■ 2 良好な住環境の整備
(3) 循環型社会の構築	■ 1 3Rの推進（Reduce ごみの発生抑制，Reuse 再利用，Recycle 再資源化）
	■ 2 地球規模の環境対策

施策の内容 (1) 上水道及び生活排水対策の整備

■ 1 上水道施設の維持管理

① 経営基盤の強化 1-3-1-1-1

- ・水道事業運営の安定と経営の効率化を図るため、適正な料金体系の維持や有収率・料金収納率の向上に努め、質の高い給水サービスを提供します。
- ・水道使用量検針から水道料金徴収までの業務の合理化や効率化を図ります。

② 維持管理体制の充実 1-3-1-1-2

- ・大地震の災害時においても、市民生活の要である水道水の供給を図れるよう、耐震管の整備を推進します。
- ・既存施設の適正な維持管理に努めるとともに、老朽化施設について、計画的・効率的な更新を図ります。
- ・管路情報など維持管理体制の充実を図ります。

③ 水源確保と水質管理 1-3-1-1-3

- ・県西広域水道用水供給事業や関係機関等との連携を図りながら、増加する水需要に対応する水源の確保に努めます。
- ・市民が安心して上水道を利用できるよう、適正な水質管理を実施します。

■ 2 公共下水道の整備

① 公共下水道計画の推進 1-3-1-2-1

- ・事業認可計画区域の下水道整備を引き続き推進しながら、一層の加入促進を図り、生活環境の改善、公共用水域の水質保全に努めます。
- ・市街化区域の拡大を見据えた「つくばみらい市公共下水道全体計画」及び「つくばみらい市公共下水道事業計画」の見直しをするとともに、処理水量の動向を見ながら処理場増設等の検討を進めます。

■ 3 公共下水道，農業集落排水等の維持管理

①公共下水道の維持管理 1-3-1-3-1

- ・公共下水道供用開始区域内世帯の早期接続を促進するため，広報・啓発活動を積極的に展開するとともに，戸別訪問指導等により市民意識の高揚を図ります。
- ・下水道台帳の充実を図り，計画的な調査・修繕等に活用します。
- ・施設の適切な維持管理及び水質管理による適正な汚水処理を行い衛生的な環境の保持に努めます。
- ・老朽化が進んでいる下水道施設等については，「つくばみらい市ストックマネジメント計画」等を作成し，施設の改修・更新を推進します。

②農業集落排水施設の維持管理 1-3-1-3-2

- ・生活排水による水質汚濁の防止，生活環境の保全や公衆衛生の向上を図るため，広報・啓発活動を積極的に展開し，農業集落排水施設供用開始区域内世帯の早期接続を促進します。
- ・既存施設の機能診断を実施し，最適整備構想等の基本方針計画を作成し，効率的な施設構築を推進します。

③コミュニティ・プラント処理施設の維持管理 1-3-1-3-3

- ・コミュニティ・プラント処理施設の維持管理を適切に行い，衛生的な環境の保持及び下流域の水質保全に努めます。また，定期的・計画的な修繕を行い施設の長寿命化を図ります。

④合併処理浄化槽の設置促進 1-3-1-3-4

- ・公共下水道，農業集落排水，コミュニティ・プラント事業の認可区域外の地域については，合併処理浄化槽の普及促進を図ります。
- ・浄化槽設置者に対しては，適正な維持管理を促すために，広報等により浄化槽の定期清掃・保守点検実施の徹底を促進します。

目標指標

項	目	指標名	指標値の考え方	実績値 2016年度 (H28年度)	目標値 2022年度
(1)	■ 1	上水道有収率	有収率の向上を目指す。	89.5%	90.0%
	■ 2	下水道整備率	公共下水道の整備を推進することにより生活環境の改善，水質保全を目指す。	82.3%	86.5%
	■ 3	汚水処理人口普及率	生活環境の確保に努め，汚水処理人口普及率の向上を目指す。	89.7%	94.5%

施策の内容 (2) 快適な生活環境の保全と整備

■ 1 生活環境の充実

①生活環境の保全 1-3-2-1-1

- ・「つくばみらい市環境基本計画」に基づき、市民・事業者・行政が一体となり地域環境施策を推進し、自然と人との共生、快適な生活環境の創出、循環型社会の形成を図ります。
- ・地域の良い生活環境を維持するため、日常生活における環境への配慮について、市民の意識の高揚を図ります。
- ・関係機関と連携した監視・指導の体制により、騒音・振動・悪臭など、公害の発生防止に努めます。
- ・不法投棄を防止するため、パトロールの実施や監視カメラの設置などにより、監視体制を強化します。
- ・生活排水による汚濁負荷の軽減のため、調理くず・廃食用油等の処理や洗剤の適正な使用を心がけるように市民への啓発を推進します。
- ・みらい平駅・小絹駅の周辺の放置自転車対策として、放置自転車の撤去を強化する区域の指定をするとともに、今後利用者の増加が見込まれるみらい平駅の周辺は、利用者数に対応できる自転車駐車場の確保に努めます。
- ・飼い犬の登録と狂犬病予防注射の徹底を図るとともに、動物飼育マナーやしつけの指導に努めます。
- ・動物指導センター・獣医師との連携により動物飼育に関する意識の啓発に努め、人と動物が共に生活しやすい環境づくりを推進します。
- ・有害鳥獣による農産物や市民への生活・環境被害を防ぐための対策に取り組みます。特に、アライグマ等による被害が増える傾向にあるため、特定外来生物対策も含めた、有害鳥獣対策を推進します。

②消費生活の向上 1-3-2-1-2

- ・消費生活に関する相談、苦情などについて適切に対応できるよう、国や茨城県と連携を図り、消費生活センター機能の充実に努めます。
- ・多様化する消費生活に関する問題に対応するため、消費者が自ら考え、行動できるよう、啓発・情報提供に努めます。

■ 2 良好な住環境の整備

①総合的な住環境の推進 1-3-2-2-1

- ・良好な住環境の形成を図るため、開発行為においては、関係各課と連携しながら、開発許可制度や「つくばみらい市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例」等に基づく適切な規制と誘導に努めます。
- ・区域指定制度により集落の活性化と地域コミュニティの充実に努めます。

- ・三世代の同居や近居などを促進することで、本市への移住定住者の増加を図ります。

②良好な景観形成の推進 1-3-2-2-2

- ・市内の良好な景観形成に向けて、届出行為に対する申請の審査を行うとともに、景観審議会及び景観アドバイザーの協力を得ながら、うるおいあるまちづくりを図ります。
- ・主に沿道における美観を保護するため、違反広告物に対する是正指導や除却活動を実施します。
- ・地域住民及び民間企業と協働しながら、地区計画等による健全な都市環境の形成を図ります。
- ・空き家等を地域資源として有効活用し、地域の活性化を図るため、適正な管理を推進します。

③公営住宅の適切な供給と維持管理 1-3-2-2-3

- ・安全で安心できる建築物と良好な居住空間を確保するため、老朽化の進む市営住宅の維持・補修を推進します。
- ・市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的に、住宅に困窮する低所得者などを対象に、家賃補助制度による支援を推進します。

目標指標

項	目	指標名	指標値の考え方	実績値 2016年度 (H28年度)	目標値 2022年度
(2)	■ 1	公害に対する苦情件数	公害に対する苦情件数の減少を目指す。	67件	55件
	■ 1	消費出前講座受講者数	消費者の被害、トラブルを避けるため消費者教育受講者の増加を目指す。	920人	943人
	■ 2	民間賃貸住宅補助数	公営住宅に入居できない住宅困窮者に対し、民間賃貸住宅の家賃の一部を補助し、住宅困窮者を減少させる。	0件	15件

施策の内容 (3) 循環型社会の構築

■ 1 3 Rの推進 (Reduce ごみの発生抑制, Reuse 再利用, Recycle 再資源化)

①ごみの発生抑制・減量化の推進 1-3-3-1-1

- ・市民・事業者の理解と協力の下、ごみの発生が少ない製品やリサイクル可能な製品などの利用や適正包装などの取組を促進するとともに、食品ロスの削減を図るため、食べきり運動の普及に努めます。
- ・家庭ごみの減量化を図るため、関係機関と連携し、市民の協力を得ながら生ごみたい肥化事業への参加促進を図ります。
- ・家庭ごみの増加に対応するとともに、本市の地域特性に適した収集・運搬など、効率的なごみ収集体制の維持を図ります。

②ごみの資源化の推進 1-3-3-1-2

- ・家庭ごみの分別排出の徹底を図るため、分別の手引きの配布などにより市民に分別方法を周知し、ごみの資源化を推進します。
- ・事業者が排出する、法令で定められた産業廃棄物以外のごみの減量化を図るため、排出抑制や循環的な利用及び処分について、啓発を行います。
- ・資源の有効利用と廃棄物の減量化を図るため、資源物に対する市民の意識の向上に努めます。
- ・リサイクル活動情報の提供や、使用済み小型家電製品の回収などにより、資源のリサイクルを推進します。
- ・定期的にごみ処理施設やリサイクル施設の見学会などを実施し、ごみ問題への意識を高めます。

■ 2 地球規模の環境対策

①地球温暖化対策の推進 1-3-3-2-1

- ・市の公共施設などで省資源、省エネルギーに取り組み、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の削減を図ります。また、市民・事業者に向けて省資源・省エネルギーなど地球温暖化防止に関する啓発を推進します。
- ・再生可能エネルギー及び水素の利活用など、新エネルギー等について促進を図るための調査研究を行います。

目標指標

項	目	指標名	指標値の考え方	実績値 2016年度 (H28年度)	目標値 2022年度
(3)	■ 1	市民一人一日当たりごみの排出量	市民一人一日当たりのごみ排出量を実績値に対し、毎年度約2gずつ減量することを目指す。	710 g/人・日	698 g/人・日
	■ 1	再資源化率	再資源化率を、実績値から毎年約0.4%増加することを目指す。	14.9%	18.5%
	■ 2	防犯灯LED化率	蛍光灯仕様及び水銀灯仕様の防犯灯をLED仕様に更新し、LED化率の向上を目指す。	14.0%	83.0%